柏市職員採用選考案内
カムバック採用
【保育士】

やむを得ない事情やキャリアアップ等の理由により，本市を退職した元職員の方で，再び本市の正規職員として働くことを希望する方を募集します。

１　試験区分・採用予定人数・主な職務内容

次表のとおり。なお，職務の級は退職時と同等以下とし，退職時に５級以上だった方は４級とします。

採用職種	採用 予定人数	主な職務内容
保育士（中級）	若干名	市立の保育園及びこども発達センター等における児童の保育等の業務

２　応募資格

昭和４２年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日時点で６０歳未満）であって，次を満たす人

(1) 柏市の職員（任期定めのない職員に限る）として３年以上の職務経験（休職及び休業期間を除く）を有していること。
(2) 柏市を退職後，再度採用されるまでの期間が１５年以内であること。
(3) 柏市一般職職員給与条例における行政職給料表（一）の適用を受けていた者で，退職時の職務の級が２級以上であること。
(4) 柏市職員退職手当条例第８条の２第１１項の規定による認定（早期退職希望者）を受けて退職した者でないこと。

≪次に該当する方は，受験できません≫

地方公務員法第１６条に規定する次の欠格事項に該当する人

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
(2) 柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない人
(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって，地方公務員法第６０条から第６３条に規定する罪を犯し刑に処せられた人
(4) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人

３　試験内容

(1) 過去の人事評価
(2) 個人面接試験（面接日は申込後，個別に調整）

４　採用予定時期等

令和８年１０月１日又は令和９年４月１日

５　受験申込み手続きについて

(1) 用意するもの

ア　パソコン又はスマートフォン

申込み時に資料添付が必要なため，資料をスキャンできる環境を事前に確認してください。

イ　試験区分ごとに必要な応募書類

・顔写真（縦横比４：３程度，６カ月以内に撮影した脱帽・上半身・正面向きのもの）データ

・資格要件を満たす資格者証の写し

（実務経験を満たしていることの確認については，採用候補者となった後に行います。）

・学歴・職歴申告書

採用試験へのエントリー後，マイページから提出してください。様式はホームページ及びマイページよりダウンロードできます。

(2) 申込み方法

柏市役所ホームページ「職員採用情報 > 正規職員 > カムバック採用」から，柏市職員採用申込みページにアクセスし，同サイト内で受験申込みを行う。

６　受験申込にあたっての注意事項

(1) 身体に障害があること等の理由により職員採用試験の受験に当たり配慮を必要とされる方は，必ず受験申込みをする前に柏市総務部人事課までご連絡ください。

(2) 「髙」や「﨑」などの環境依存文字については正しく認識されない場合があります。その際，通用字体に変換させていただくことがありますのでご承知おきください。

(3) 採用試験に関することや合否にかかる通知等は、採用試験申込みサイトのマイページより、直接連絡をします。また「@snar.jp」、「saiyou@city.kashiwa.chiba.jp」を受信できるように設定してください。受信メールが「迷惑メール」フォルダに振り分けられてしまうことがある場合、随時同フォルダを確認してください。

(4) 受験資格を有していないこと，または受験申込みの内容に虚偽又は不正があったことが明らかになった場合は，採用（合格）を取り消すことがあります。電子申請で申込みを完了しても、必要添付書類が未提出の場合や不足がある場合は、受験申込みが完了したことにはなりませんのでご注意ください。

(5) 保育士等、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。（事業や担当、職種によっては、認定申請を行い、認定された場合）特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。この結果、特定性犯罪の前科を

有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

７　勤務条件について（参考：令和８年４月１日現在）

⑴ 給与（初任給）

給料月額は退職時の級及び号給を基本に，退職後の経歴等を考慮して決定します。ただし，退職時に５級以上だった方は級を４級とした上で給与を決定します。

⑵ 初任給以外の給与

扶養手当，通勤手当，住居手当等（児童相談所，一時保護所勤務の場合は，特殊勤務手当あり）が支給されます。また，６月及び１２月には，期末手当及び勤勉手当（標準：年間４．６５月分）が支給されます。

⑶ 勤務時間

１時間当たり３８時間４５分で，１週間当たりの勤務日数は５日（月曜日から金曜日まで）です。また，１日当たりの勤務時間は７時間４５分で，１日の勤務時間は午前８時３０分から午後５時１５分までです。なお，職場によっては勤務日及び勤務時間が異なることがあります。

保育園に配属された保育士については，多様な保育の実現・安定的運営のため，シフト制による勤務体制（６時５０分～１９時１５分のうち，７時間４５分）（３週間に１度，土曜日勤務）となります。

⑷ 休暇，休日等

ア　休日　原則，日曜日及び土曜日のほか，国民の祝日及び年末年始が休日です。

イ　年次有給休暇　１の年度について２０日付与されます。

ウ　特別休暇　結婚休暇，子供休暇，忌引，ボランティア休暇等があります。

エ　その他　育児休業，部分休業，育児・介護のための遅出勤務制度等があります。

⑸ 福利厚生制度

地方公務員等共済組合法に基づき共済組合に加入し，短期給付（医療保険）及び長期給付（年金）を受けるほか，各種福祉・保健事業を利用することができます。

※　上記の内容は，制度改正により変更となることがあります。

８　問い合わせ先

柏市総務部人事課採用係

電　話：０４－７１６７－１１１３（直通）